

審査基準

1 審査項目及びその着眼点

項目	着眼点	配点
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 法令等を遵守して事業を遂行する能力があるか。 組織、人員体制が確保されているか。 案内板を企画製作する能力があるか。 案内板の適正な維持管理を行うことができるか。 広告募集等の事務を適正に行うことができるか。 同種の事業実績を有しているか。 継続的な事業実施が可能か。 	20
案内板の仕様、コンテンツ等	<ul style="list-style-type: none"> 案内板の情報が来庁者の利便向上等に資するものであるか。 表示、デザイン、コンテンツが見やすく、わかりやすいものとなっているか。 行政情報（地図等）や広告部分の材質や仕様が視認性に優れたものになっているか。 色合い、デザイン等が本館1階ホールに調和しているか。 枠の材質が長期使用に耐えうる材質となっているか。 電力を使用する場合、省電力の工夫がなされているか。 	30
設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> 設備の落下や破損防止対策が取られているか。 設備の保守管理体制及び緊急時の対応が適切に確保されているか。 原状回復が容易な方法がとられているか。 情報更新が適切になされることとなっているか。 	20
広告の募集等	<ul style="list-style-type: none"> 広告枠の設定は適切か。 広告主の募集方法は適切か。 	10
貸付料	<ul style="list-style-type: none"> 貸付料の提案は妥当か。 事業計画に沿った継続的な取組みが期待でき、安定的な県の収入が見込まれるか。 	20
合計		100

2 評価方法

(1) 前記1の各項目ごとに、次の5段階で評価し、得点化する。

評価結果	評価	得点化方法
提案内容が、非常に優れている。	A	配点×1.00
提案内容が、優れている。	B	配点×0.75
提案内容が、普通である。	C	配点×0.50
提案内容が、劣っている。	D	配点×0.25
提案内容が、非常に劣っている。	E	配点×0.00

(2) 選定対象者について、提案された貸付料の年額が最も高い順に順位を付し、(1)により算出された合計得点に、次の率を乗じたものを当該提案の得点とする。

貸付料の順位	乗じる率
1位	1.00
2位	0.95
3位	0.90
4位	0.85
5位以下	0.80